

児童発達支援・放課後等デイサービスの新規利用のご案内

1. 児童発達支援・放課後等デイサービスとはどんなサービス？

お子さんの発達を支援するための療育の提供を目的とした各種サービスをご利用いただけます。

児童発達支援

未就学のお子さん
を対象に、日常生活に
おける基本的な動作
の指導や、集団生活へ
の適応訓練などの支
援を行います。

放課後等 デイサービス

小学校・中学校・高
校に就学しているお
子さんを対象に、授業
の終了後又は休校日
に、生活能力向上のた
めの必要な訓練、社会
との交流促進などの
支援を行います。

2. 相談員による専門的なサポートを受けられます！

保護者からの依頼に基づき、相談員（「相談支援専門員」と言います）が、ケアプラン（「障害児支援利用計画案」と言います）を作成し、定期的にサービスなどの利用状況のモニタリングを行います。サービスの利用調整や利用状況の確認、情報提供などの支援を行い、お子さんの成長や社会に出てからの生活など、総合的な相談を受けることができます。費用はかかりません。

3. サービスにかかる費用は？

サービス利用にかかる自己負担額は、原則として1割負担となりますが、負担軽減を目的にひと月あたりの自己負担上限額が決められています。

区分	世帯の収入状況	自己負担 上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	無料
低所得	町民税非課税世帯	無料
一般1	町民税課税世帯 (町民税所得割 28 万円未満)	4,600 円
一般2	上記以外	37,200 円

4. どうやって利用する？

①相談

まずは、中山町健康福祉課福祉子育て支援グループまたは、相談支援事業所に新規利用についてご相談してください。

②ケアプラン の作成依頼

申請にあたり、ケアプランの提出が必要となります。相談支援事業所へ連絡をし、ケアプランの作成を依頼してください。

③申請

申請には次の書類を提出してください。

【提出書類】

1. 障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
2. 世帯状況・収入申告書
3. 同意書
4. 障害児相談支援給付費支給申請書
5. 計画相談支援依頼(変更)届出書

④支給決定

申請から概ね2週間
お時間をいただきます

申請書類等を確認のうえ、支給決定を行います。
決定後、決定通知書と福祉サービス受給者証を送付します。
※ 利用日数はケアプランに基づいて決定します。
週5日（月23日）を超えた利用は原則できません。

⑤サービス

利用開始

福祉サービス受給者証が届きましたら、事業所と契約していただき、サービス利用開始となります。

原則、事業所ごとに契約した曜日・日数以上の利用はできません。また、同日に複数の事業所を利用することはできません。

お問合せ

中山町 健康福祉課 福祉子育て支援グループ（平日：8:30～17:15）
電話 023-662-2673 FAX 023-662-2065
メールアドレス fukushi@town.nakayama.yamagata.jp